

産業廃棄物処分業許可証

住所 福島県いわき市小浜町中ノ作129番地の2
 氏名 有限会社鷺研り
 代表取締役 鷺 弘海

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

いわき市長 清水 敏男



許可の年月日 平成27年10月21日
 許可の有効年月日 平成32年 9月19日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理 (①破碎、②移動式破碎、③破碎・圧縮、④選別、⑤切断・選別、⑥移動式選別)
 最終処分 (①埋立)

(2) 産業廃棄物の種類

裏面記載のとおり

2. 事業の用に供するすべての施設

別紙1及び別紙2に記載のとおり

3. 許可の条件

- (1) 移動式施設の設置場所は排出事業場の敷地内に限ること。
- (2) 移動式施設の稼働に当たっては、周辺環境に影響を与えないよう十分に配慮すること。
- (3) 移動式施設及び保管場所に施設の種類の、処理能力及び連絡先等の表示を行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

昭和63年	9月13日	新規許可	平成20年11月19日	変更許可	
平成2年	9月20日	変更許可	平成22年3月2日	変更許可	
平成7年	9月20日	更新許可	平成22年9月20日	更新許可	
平成8年	12月24日	変更許可	平成23年1月27日	変更許可	(事業の区分「移動式破碎及び「破碎・圧縮」の追加、中間処理(選別)に係る品目の追加)
平成9年	7月8日	変更許可			
平成12年	9月20日	変更許可			
平成12年	9月20日	更新許可			
平成17年	5月16日	変更許可	平成27年9月20日	更新許可	
平成17年	9月20日	更新許可	平成27年10月21日	変更許可	(事業の区分「移動式選別」の追加)
平成18年	4月28日	変更許可			

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

備考

産業廃棄物の種類

(1) 中間処理関係

① 中間処理（破碎）に係るもの

燃え殻（石炭火力発電所から発生したものに限る。）、木くず、繊維くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、鉋さい、がれき類

以上6種類

これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。

② 中間処理（移動式破碎）に係るもの

木くず

以上1種

このうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。

③ 中間処理（破碎・圧縮）

廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）

以上1種類

このうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。

④ 中間処理（選別）に係るもの

廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、鉋さい、がれき類

以上8種類

これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。

⑤ 中間処理（切断・選別）に係るもの

金属くず（自動車等破砕物を除く。）

以上1種類

このうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。

⑥ 中間処理（移動式選別）に係るもの

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、汚泥

以上10種類

これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。

(2) 最終処分関係

① 最終処分（埋立）に係るもの

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類

以上4種類

これらのうち特別管理産業廃棄物であるもの、自動車等破砕物、廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。）、廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であって不要物であるものをいう。）、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃ブラウン管（側面部に限る。）及び廃石膏ボードを除き、石綿含有産業廃棄物を含む。

別紙1 事業の用に供するすべての施設

(1) 中間処理の用に供する施設

① 中間処理（破碎）に係るもの

処理施設の種類	移動式木くずの破碎施設
処理する産業廃棄物の種類	木くず
処理能力	36 t/日（8時間）
設置場所	いわき市小浜町北ノ作128番1 外

処理施設の種類	移動式がれき類の破碎施設
処理する産業廃棄物の種類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
処理能力	60 t/日（8時間）
設置場所	いわき市小浜町北ノ作128番1 外

処理施設の種類	がれき類の破碎施設
処理する産業廃棄物の種類	燃え殻、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、 鉾さい、がれき類
処理能力	680 t/日（8時間）
設置場所	いわき市小浜町北ノ作128番1 外

処理施設の種類	木くずの破碎施設
処理する産業廃棄物の種類	木くず、繊維くず
設置年月日	平成18年 4月12日
処理能力	80.0 t/日（8時間）
許可年月日	平成18年 1月11日
許可番号	い廃P第17号
設置場所	いわき市泉町下川字大剣326番13

処理施設の種類	木くずの破碎施設
処理する産業廃棄物の種類	木くず
設置年月日	平成21年 9月25日
処理能力	616 t/日（8時間）
許可年月日	平成21年 9月18日
許可番号	い廃P第23号
設置場所	いわき市泉町下川字大剣326番13

（以下裏面記載のとおり）

② 中間処理（移動式破碎）に係るもの

処 理 施 設 の 種 類	移動式木くずの破碎施設
処理する産業廃棄物の種類	木くず
設 置 年 月 日	平成21年 9月25日
処 理 能 力	616 t/日（8時間）
許 可 年 月 日	平成21年 9月18日
許 可 番 号	い廃P第23号
設 置 場 所	いわき市内一円

③ 中間処理（破碎・圧縮）に係るもの

処 理 施 設 の 種 類	廃プラスチック類の破碎施設
処理する産業廃棄物の種類	廃プラスチック類
設 置 年 月 日	平成18年 4月12日
処 理 能 力	3.6 t/日（8時間）
設 置 場 所	いわき市泉町下川字大剣326番13

④ 中間処理（選別）に係るもの

処 理 施 設 の 種 類	紙くず等の選別施設
処理する産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、紙くず、木くず
設 置 年 月 日	平成18年 4月12日
処 理 能 力	3.2 t/日（8時間）
設 置 場 所	いわき市泉町下川字大剣326番13

処 理 施 設 の 種 類	繊維くず等の選別施設
処理する産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、木くず、繊維くず
設 置 年 月 日	平成18年 4月12日
処 理 能 力	5.2 t/日（8時間）
設 置 場 所	いわき市泉町下川字大剣326番13

（以下別紙2記載のとおり）



⑤ 中間処理（切断・選別）に係るもの

処理施設の種類	金属くずの切断施設
処理する産業廃棄物の種類	金属くず
設置年月日	平成18年 4月12日
処理能力	60.0 t/日（8時間）
設置場所	いわき市泉町下川字大剣326番13

処理施設の種類	金属くずの切断施設
処理する産業廃棄物の種類	金属くず
設置年月日	平成18年 4月12日
処理能力	44.0 t/日（8時間）
設置場所	いわき市泉町下川字大剣326番13

⑥ 中間処理（移動式選別）に係るもの

処理施設の種類	移動式廃プラスチック類等の選別施設
処理する産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、汚泥
設置年月日	平成27年 7月18日
処理能力	775 m ³ /日（8時間）
設置場所	いわき市内一円

処理施設の種類	移動式廃プラスチック類等の選別施設
処理する産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、汚泥
設置年月日	平成27年 7月28日
処理能力	1,627 m ³ /日（8時間）
設置場所	いわき市内一円

(2) 最終処分の用に供する施設

① 最終処分（埋立）に係るもの

処理施設の種類	安定型最終処分場
処理する産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
設置年月日	昭和63年 5月25日（届出）
処理能力	埋立地面積 8,443 m ² 埋立容量 73,051 m ³
設置場所	いわき市小浜町北ノ作128番1 外

環境
 部
 資源
 課
 課長
 印